

2019 | 3.10 池田山住環境協議会ニュース no.11 \*住環境協議会より池田山にお住まいの皆様に配布させていただきます。



## 「隣地ワンルームマンション建設緊急警報」続報

先月皆様のお宅に、短期の投資効率のみを追う不動産開発に反対するチラシを投函させていただきました。本日は、現在計画されている2つの事業についてご報告します。

### ・ D社が戸建てを反故にして売ったワンルームマンション用地

建て主である税理士のT氏が、先月一か月間の業務停止を受けました（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れによる懲戒）。私たちが懸念してきたように、金融緩和の影響でこのようなモラルを欠いた投資家や業者が、池田山の不動産を買い求めてきていることが分かります。

### ・ アーバネットコーポレーション共同住宅計画

池田山住環境協議会は、「ワンルームを考える近隣住民の会」の方々と共に、**3月5日東京地裁に建築計画の差し止め訴訟を提起しました**。私たちは以下のことを訴えています。

#### 1) 工事自体の危険性

既存の建物の解体工事時に、杭抜き用大型クレーンのアームで隣接するバースシティ東五反田のバルコニーを破壊する危険な事故を起こした。それにも関わらず、ずさんな社内調査で済ませて工事を続行。このような組織体制では、再度危険な事故が起きるおそれがあり。

#### 2) 建築申請に違法性が疑われる

「共同住宅」として建築確認申請を行っているが、この点が虚偽申請ではないかと疑われる。共同住宅であれば大幅な容積率緩和があり、かつ消防法による種々の規制を免れることができる。アーバネットは建物を第三者企業に転売するが、どんな企業に売るのかを明らかにしない。したがって購入する企業がどんな用途にこの建物を利用するのか。住宅であることの保証は何もない。

#### 3) 受忍限度を超えた日照侵害

高さ42メートルを超える建物によって生ずる長時間かつ大きな日照侵害は、10メートルの高さ制限がある住宅街に住み、潤沢な眺望、日照を享受してきた近隣住民にとって受忍すべき限度をはるかに超える。

#### 4) 犯罪誘発の可能性

アーバネットは、建築費節約のために廊下は開放、階段は外階段として、15階建ての高層からの視線を遮る措置を全くとろうとしていない。近隣住民は門戸やバルコニーを常に外部者の視線に晒され居室内までものぞかれる可能が生まれる。ひとり住まいのお年寄りを狙う凶悪犯罪が頻発する今日、アーバネットの無責任さは社会的企業として許されるものではない。

※裁判費用は、池田山住民の皆さまのご寄付によってまかなわれます。ご支援いただける方は、池田山住環境協議会のホームページをご覧いただいたり、事務局にお問合せお願いいたします。

本状についてのお問合せ先：池田山住環境協議会

事務局：東京都品川区東五反田 5-25-19 tel (03)3445-1004

[www.ikedayama-council.com](http://www.ikedayama-council.com)